

平成29年度 第8回豊能町教育委員会会議（11月定例会）会議録

日 時： 平成29年11月30日（木）午前9時30分～

場 所： 豊能町役場（2階）大会議室

出席者：	教育長	新谷 芳宏
	教育委員	宮崎 純光（教育長職務代理）
	教育委員	岸本 恵子
	教育委員	川村 新
事務局：	教育次長	南 正好
	教育総務課長	入江 太志
	教育支援課主幹	内野 慎也
	生涯学習課課長	中谷 匠
	教育総務課主査	高田 浩史
	教育総務課主査	西田 純夫

傍聴者：1名

会議次第

1. 議長（教育長）あいさつ

2. 議 事

○審議事項

・第14号議案 平成29年度豊能町要保護準要保護児童生徒の認定について

○協議事項

・小中一貫教育及び学校の再配置について

○報告事項

・児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度について

○各課・室の報告

開会 午前9時30分

1. 議長（教育長）あいさつ

議 長： 本日の出席者は4名である。過半数に達しているので、只今から平成29年度第8回定例会を開会する。会議録署名人を教育長職務代理の宮崎委員にお願いする。

2. 議 事

議 長： 本日は、審議事項1件、協議事項1件、報告事項1件を議題とする。第14号議案は、個人情報を取り扱うため、豊能町教育委員会会議規則第5条の規定により秘密

会として審議したい。如何か。

(委員：全員異議なし)

議長： 全員異議なしと認めるので、第 14 号議案は秘密会とする。第 14 号議案 平成 29 年度豊能町要保護準要保護児童生徒の認定について事務局より提案説明を求める。

————— 【非公開部分開始】 —————

————— 【非公開部分終了】 —————

議長： 会議を再開する。協議事項の小中一貫教育及び学校の再配置については最後に行
って良いか。

委員：(異議なし)

議長： それでは、報告事項 児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度に
ついて事務局から提案説明を求める。

事務局： 協定締結について説明をする。まず、資料の中でガイドラインについて説明する。
目的・趣旨については 9 月の教育委員会会議で説明をした。豊能町個人情報保護条
例第 7 条及び第 8 条において審議会の意見を聴くとの文言があるため、豊能町個人
情報保護審議会に諮問し、2 回の審議会で審議された。10 月 2 日の 1 回目の審議会
では、学校から警察への情報提供の対象事案や判断基準が曖昧であり、歯止めが利か
ない可能性があるのではないか、個人情報の保護措置が不十分ではないか、という意
見があった。

それを踏まえ、2 回目の審議会に向けてどのような措置を取るかについてガイドラ
インを策定し、意見のあった 2 点についてガイドラインを整えていくことでクリア
できるという話をした。11 月 2 日の 2 回目の審議会ではガイドラインを示し、審議
の結果、ガイドラインを策定する方向であれば答申が出せるとの話に落ち着き、協定
の締結となった。11 月 30 日に教育委員会議で報告し、12 月 20 日大阪府警本部で
調印式を行い、平成 30 年 1 月 1 日から施行となる。

前回会議で協定締結のメリットについて意見があったため整理する。この制度の
大きなメリットは、警察と学校の情報交換の根拠になるということ、また、適切な指
導が可能であり昨今の SNS や広域での犯罪について学校と警察が連携できる。もう
1 点として、学校が警察へ相談しやすくなる。まとめると、学校が警察や関係機関と
連携して校内での指導を行いたい場合に、警察から正式に情報提供を受けることが
できる、という制度である。この制度を使い、そのような事案が発生した場合、警察
と連携していく形で進めていきたい。ガイドラインにも書いているが、学校だけに任

せるのではなく、教育委員会と相談してどのような情報提供をするのか、情報交換すべき内容であるのかどうかについて判断し、学校と教育委員会が連携して個人情報や情報提供についてもしっかりと対応していく。

議長： 只今の提案説明について、質疑を求める。何か質問はないか。

委員： 基本的にこれで良いが、ガイドラインを作った当初はきちんとそれに沿って進めていくと思うが、数年が過ぎる間にガイドラインは緩んでくるので、個人情報を扱う問題であるためガイドラインに沿ってしっかりした運用をお願いする。

議長： それについて、何か方策はあるか。

事務局： 他のガイドラインと同様に、校長会、教頭会等で毎年確認することで対応していきたい。

委員： 警察とのやり取りは様式を使ってすると思うが、実際の運用状況の報告を時々してもらえると有難い。

委員： 様式第1号に犯罪被害の未然防止、安全確保が書かれているが、学校で危険を感じた場合には警察に連絡して対処するのか。

事務局： いろいろなケースが考えられる。該当児童の生命の安全確保については学校も知り得る情報の中で努力するが、SNSや広域の犯罪では何がどこで行われているのかわかりにくい傾向がある。学校以上の情報を警察が知っている場合が多いので、警察の情報を得るときに利用する。

議長： これらの委員の意見については、事務局から各学校に周知をして欲しい。この報告については以上とする。

次に、各課室の報告事項について報告願う。

事務局：(教育総務課)

- ・小学校6年生の中学校給食の試食会の実施報告
- ・1月23日 大阪府町村教育委員会連絡協議会研究会の案内

(教育支援課)

- ・小学校の学習発表会終了
- ・11月25日 PTA秋の紙飛行機大会の実施報告
- ・11月28日 マインドフルネスに関する教職員研修会の実施報告

(生涯学習課)

- ・12月3日 第11回フロアカーリング大会の実施予定
- ・12月23日 オオサカンによるクリスマスコンサート実施予定

議長： これらについて何か質問はないか。

委員： 給食について、娘も食べて美味しかったと言っていたが、やはりおかずは冷たかったと強調していた。その点については早く改善したいと思う。

委員： 給食について、小学校では恐らく引率の先生と一緒に指導しながら食べている。それが中学校では時間も短くなり、いろいろな事情があって徐々に変わっていくのだと思う。働き方改革のアンケートの中に給食のことがたくさんあったので言い辛いが、給食そのものの改善と同時に中学校でも食の大切さを生徒と一緒に考えてもらえれば有難い。

事務局： 給食について、冷たいという意見はいろいろ聞いている。事務局としても何ができるのか勉強はしている。ただ、制約もある。一旦温度を上げると安全性が危惧される。費用の面もある。今後も関心を持ちながら勉強を続けていきたい。また、食育については、栄養教諭を吉川中学校に配置しており、日々の授業で食育の観点を織り込みながら食の大切さの指導をしている。残渣を急に減らすのは難しい状況ではあるが引き続き取り組みを進めていきたい。

議長： 子どもたちの書いたアンケートは私も読んだ。その中では、兄弟から、あまり…ということを知っていたが、食べてみると美味しかったという声も随分あった。その意味ではイメージが先行しているのかとも思う。子どもたちが、試食会を通じて冷たいけれども美味しい、というような良いイメージが定着すれば良いと思っている。

次に、11月に行われた教育委員の研修について、参加委員から報告願う。

委員： 道徳が、「特別の教科道徳」になることについて詳しく話を聞いた。今までの教育活動全般で行う道徳教育と、「特別の教科道徳」の違いについて、とても分かりやすく説明があった。今後、先生方が苦勞する評価のところまでは時間の関係上、話が聞けなかった。とても分かりやすい話の講師だったため、今後の話は先生方を対象にしてもらうのが良い。改めて道徳の大切さを思い起こす時間になった。

委員： 道徳の教科について詳しい話が聞けて大変勉強になった。

議長： 私も久々に道徳の研修を受けた。あの研修は、教育委員にとっても大事な研修であったが、先生方に聞いてもらうとより効果的であると感想を持った。事務局でも検討してもらえれば良いと思う。1月の研修については12月中に出欠の確認を行う。

次に、協議事項として小中一貫教育及び学校の再配置について議論を深めたい。9月には再配置のタイムテーブルを示したのち、これまでの答申内容の確認や、児童生徒数、教職員の推移を見てきた。また、小中一貫教育のソフト面の意義や必要性について説明し、議論してきた。ハード面に関しては平成28年3月の答申について、議会での意見を踏まえて一覧表を10月に準備するようにと指示があり議論を終えた。

10月には、文部科学省が小中一貫教育について平成26年度と平成29年度の推移をまとめたデータが出たため資料提供して説明した。再配置のハード面の答申と議会の意見の長短所を一覧表にして7案を例示し議論した。前回の資料では、平成37年度には小中学校をひとつにしても全学年2学級になるとの予測をした。ハード面の議論をするときには、ハード面だけの議論ではなくソフト面をセットで議論し、子どもの育ちの観点を重視するというので、7案のうち、子どもの育ちを考えた場合に再配置しないということは考えられないため、5案、6案は外れるということになった。11月にはより深く検討するため、事務局が資料を提示するというので終わった。そのようなまとめで良いか。

これまで事務局がソフト面、ハード面について先進校の視察をしてきた。11月にも視察に行った。その内容について簡単に報告を願う。

事務局： 資料の「東山開晴館 京都市立開晴小学校・開晴中学校 研究発表会報告」と「平成29年度第3回小中一貫教育小規模校全国サミット報告」について報告をする。

まず、東山開晴館の研究発表会については事務局4名で参加した。これまでよく東山泉の学校を紹介してきたが、そこは、今年で3年目になり5・4制を実施している。この学校は、それよりも先に小中一貫教育を進めており、今年で7年目、4・3・2制を実施している学校である。人数は825名である。これまで第1期、第2期、第3期と進めてきた。現在は第3期にあり、授業で獲得した力を「自己指導力」として実生活に生かそうと努力しているところである。9年間の教育目標として、これからの社会をたくましく生き抜く力の育成を前提に進めている。特徴としてはスパイラルタイムをモジュールの時間の形で、毎日15分単位で1年生から6年生までは毎日基礎基本の反復学習や、7年生から9年生は基礎基本に戻りながら確実に学習の定着が図れるシステムを導入している。また、東山探求ということで総合的な学習の時間の中で地域のことを良く知る活動を取り入れていた。授業スタンダード等を含めて型を意識して徹底を図っている。ステージ毎に、遠足やそれぞれの子どもたちが一堂に会する集会等を実施している。また、ステージ毎に小中学校での卒業式のようなものを、夢の会や志の会という名前を付けてしている。最後に話があったが、毎年先生が変わる中で7年間学校目標をぶれずにやっていく大変さと、楽しさを語っていたのが印象的であった。

もう一つは、奈良市立田原小中学校で全校50名の小規模校に行ってきた。奈良市内からバスで40分程度山間に進み、豊能町の東地区に似たのどかな風景の中に学校があった。人数が少ないこともあり、年間を通して全学年が交流する。4・3・2制のシステムを取っている。学校運営協議会、コミュニティスクールや地域の方と一体となった教育活動がされていた。協働活動として①～⑥に書いているものは全て地域

の方との協働の活動であるとの話であった。一番興味深かったことは、小中一貫教育システムを振り返ってとして、13年間小中一貫教育を進めてきた中で見えてきたことについていくつか話があった。小中一貫教育のシステムは4年目からやっと定着したこと。それまでは随分試行錯誤があった。異年齢交流は保護者からも高い評価があり、思いやりの心や社会性が家にいながらも感じられる。新設教科（英会話、郷土なら科、情報科）なども共に推進していくことで子どもたちの意欲関心が高まった。また、音楽発表会を中学校、学習発表会を小学校でやっていたものをコラボしてフェスティバルとして行っているのが大変好評である。

校務分掌も、小学校中学校の先生方の強みを生かして試行錯誤してきたが、13年経って見えてきたことは、それぞれの先生方の良さを生かしてやっていくことが大切である。教務主任や体育主任など全体を見て動くような仕事については中学校の先生、研究推進や主任、授業の方は小学校の先生の方がそれまでの蓄積もあり、校務分掌上もその強みを生かして配置しているとの話があった。逆に4・3・2制でずっとやってきたが、あまりこだわりすぎないことも大事だということが、13年目にしてやっと見えてきた。今まで6・3制の中で培ってきたことも、もう一度見直してみても良いのではないかということも含めて、あまりそれぞれのシステムの最後の年度だから必ずリーダーをやらなければならないとか、4・3・2制の3で言うと、今の5年生、6年生、中学1年生になるが、そのリーダーが必ずしも1年生でなくとも良い。5年生でも6年生でも良い。そういう場面を作ることで柔軟に対応できるようになってきた。7年生の定期テストは、中学2年生と3年生と同じ校舎で受けさせる方が落ち着いてできる、などの話があった。

最後に小中一貫教育のシステムのデメリットを防ぐにはどうすれば良いか、について以下の3点の話があった。一つは計画的な人事と支援。次に中期職員の高い同僚性。4・3・2制の3の部分の小学校・中学校の先生がお互いに協力しあって高い同僚性を確保することでこのシステムは成り立つ。3つ目は、職員の協同力向上として4・3・2制のどこのシステムに所属する先生であっても、学校全体でという意識を高めていくことが重要との話であった。

議長： この報告について何か質問はあるか。我々にとっても参考になる部分が多い。何度も先進校視察で勉強してきた。

では、今日の本題に移る。10月の段階で学校再配置の7案を示したが、第5案、第6案については外して、もう少し詳しくメリット・デメリットについて考えた資料を提示するということであった。その資料について事務局から説明を願う。

事務局： 前回の議論を踏まえ、第5案、第6案を除いた5つの案について資料を作成した。前回の資料から変更したところは、メリット欄の2番、「小学校の教科担任制が実施できる」については、東地区西地区それぞれ1小1中でもできるとして追加した。デメリット欄では、全てのデメリットの後ろに括弧書きを付け加えた。これは、学校再配置をするうえでデメリットをできるだけ少なくし、克服する方法を考えていかなければいけないことから、そのデメリットを克服する方法を考えてきた。第1

案の1小1中で、バス通学が必要とのデメリットについては、スクールバスを配置することでデメリットではなくなるのではないかと。またバス通学により、体力が低下する例もあると聞いているので、防止するためにも必要に応じて何らかの対策を考え実施できると思う。

教員の研修、人事異動が難しいというデメリットについては、豊能地区教職員人事協議会に豊能町が小中一貫校になった場合はどうなるかとの相談をしており、活用してくださいとの返事もらっている。豊能町に配属された先生については、例えば5年で他市町に移るといようなルールを確立することによってデメリットについては克服できるのではないかと考えている。

どちらかの地区の学校がなくなるというデメリットについては、防ぐ手当はない。1小1中をどこかに作れば、どちらかの地区で必ず学校がなくなる。

第2案、第3案、第4案の2小2中に関して、部活動の数が減少することについては、両地区で1小1中になったとしても中学校が合同でクラブ活動を行うことは可能である。ただ、平日は移動時間が必要なので、移動時間を考慮するとクラブ活動の時間が少なくなってしまうため難しい。土曜日、日曜日のクラブを合同ですということしかないかもしれない。また、東地区の学校が小規模化してしまうことは避けようがない。子どもの数が増えない限り克服することはできない。東西地区とも、1小1中の一体型とする場合には整備費が嵩む。どちらの地区の小学校、中学校に入るにしても施設の整備が必要なので、両地区に投資するという二重投資は避けようがない。また、将来的に子どもの数が減ってきた場合、1小1中にしなければならなくなったときに、両方の学校に投資しているのですぐに再投資するとなると国庫補助や負担の関係で一筋縄ではいかない。一旦これにしてしまうと、次にもう一度1小1中にする場合に、国庫補助の関係からは10年ぐらいい期間はあけないといけないと考えられるため、すぐに次に進むことはできない。

2小2中の第3案、東地区西地区でそれぞれ1小1中とし、東地区は隣接型、西地区は一体型とする場合には、第2案の問題点の他に東西で小中一貫教育の統一性がないという問題がある。これは町としての克服が困難である。

第4案の東地区、西地区でそれぞれ隣接型の1小1中とする場合については、今まで述べてきたことと同様である。

第7案の東地区、西地区にそれぞれ1小とし、中学校は1中とする場合であるが、バス通学が必要となる中学生については第1案で述べたことと同じである。町全体の小中一貫教育が難しいということについて、どちらかに中学校がないということなので、小中一貫教育をするということも困難であることが目に見えているため克服は難しい。東地区の小学校の小規模化も今のところ防ぐ手当はない。

以上がデメリットを克服する手段をまとめたものである。これらを踏まえて十分議論し、どの方向で行くのか考えていかなければいけない時期に来ている。年明けには一定の結論を出して頂きたい。

議長： 本日は10月の7案から2つ減らした5案で協議して欲しい。今の説明について意見、質問はあるか。

委員： 第2案などの二重投資になることについて、お金がないことは住民にも伝わっている。一度投資して、もっと子どもが減ってくるなかで早くと言いつつも10年間動けず、さらにもう一度投資するということはあまり現実的でない。

委員： 第2案のところ、前回、二重投資にかなりのお金を掛けないといけないという話を聞いてかなりきついと実感した。それまでは既存の施設を活用しながらもう少し簡単にいくのかという思いもあったが、実際に国庫補助の問題等を聞くとかなり難しいと感じている。第7案については、すごくバランスが悪い。私達は小中一貫教育の中身を進めたいと思っているが、東地区は小学校だけ残されて、東地区の子どもたちだけが中学1年のしんどい思いをしなければならなくなるのではないかと。西地区についても既存施設となるため、隣接型の小中一貫教育にならざるを得ないだろう。今までも東地区では隣接型の小中一貫教育を頑張って進めているが、ある程度のところまで進んでも、私達が望んでいるような小中一貫教育には行けない隣接型のしんどさがあると感じる。今日の京都の学校の特色的な取組では一体型でしているメリットが出ていると感じた。学力テストの成績だけではいろいろなことを判断できないが、京都は成果を上げてきているという事実があるので、基礎・基本・反復を一体型でしているソフト面のメリットがかなり出てきつつあると思う。ハード面とソフト面が同時に進行している。だから、第7案についてもかなり厳しいものがあると感じている。

委員： デメリットの部分では、先の2名の委員と全く同じである。最初は、2小2中で東地区にも学校を残して欲しい、こちらの学校を卒業した者としてはそのような気持ちであったが、今、このように見ていると、経済的な面もあるので1小1中にしていくのが良いのではないかと私自身は思っている。

議長： 他にないか。これ以外にもメリット・デメリットはあるが全て書くことはできない。

委員： 私は、1小1中で立派な学校を作れば人を呼ぶ起爆剤にもなるので、そうして欲しい思いがある。以前、小中一貫教育を進めている京都産業大学の西川信廣先生の研修を受けた時の話では、一体型にするのなら4・3・2制が絶対に良い。分離型なら5・4制が良いということだった。東地区と西地区で一体型と分離型という案もあったが、そうすると教育のやり方も変わってきて良くないという思いがしている。

ソフト面の話として当時の西川先生の話では、4・3・2制の場合に、4年生までは学級担任制、5、6年生は部分的に教科担任制、それ以降は教科担任制ということだったが、先程の京都の先進校はそのようになっていたのか。また、中学校の教室かどこかに小学校の教科書を置いておく、逆に小学校に中学校の教科書を置いて見られるようにしておくのが良いという話があった。次に高校については、教師は高校の教科書を知っておくべきとの話もあった。4・3・2制にするにも高校まで考慮した教育をした方が良いという話をしていた。そのあたりはどのようになっていたか。

議長： 今の学年制について説明願う。

事務局： 2校訪問した学校については、4・3・2制のうち、3年のところは教科担任制であった。学級担任は1年生から4年生まで。5年生以降は、一応担任の先生はいるが全て教科担任制となっていた。

西川先生の話では、4・3・2制、5・4制、6・3制それぞれにいい面がある。京都の2校はその良いところを集約して、4・3・2制を敷いていると思われる。

委員： 今の話では、部分的に教科担任を入れるのではなく、急激に変わるということか。

事務局： その通りである。

委員： その辺りは、豊能町でするときにはいろいろな話を総合して考えたいと思う。

議長： ソフト面については、後程集中的に議論をしようと思っているのでハード面に話を戻す。今の考え方としては、第1案、第2案、第3案、第4案、第7案がある。形態については大きく3つに分かれる。1小1中と2小1中はイメージがわかりやすい。2小2中は隣接型と一体型が混在しているので議論が必要である。

まずは、第2案の一体型で両地区にあるというのは、それぞれの地域の住民からすれば非常に良いのかと思うが投資が厳しくなる。平成37年で設置した場合には、700名位になる。そのときは2学級になる。そのときにまた一つになるというのは厳しい。

次に、第3案と第4案について議論して欲しい。第3案の東地区は隣接型、西地区は一体型について、どのように思うか。

委員： 先程も言ったが、一体型と隣接型では教育のやり方が違う。東と西でやり方が違うのは良くないと思う。第3案も難しいと感じている。

委員： 先の委員と同じく、教育的なやり方としては難しい。

委員： 第3案については、子どもの育ちを考えると東西同じ条件が良いと思う。小学校5年生で子どもの問題が生じることが多い。この何年間か、5年生から子どもが落ち着かなくなることが続いている。5年生になって第二性徴が始まってきたときに、今の担任制でやっているしんどさが出てきているのではないかと考えている。一体型であれば4・3・2制に変更できるが、残った東地区の隣接型は相変わらず6・3制ですするというのは不公平だと思う。だからと言って、それを合わせるためにどちらも隣接型にするのはどうか。今の6・3制の煮詰まり感をすごく感じるため、それを考えると第4案もしんどいと思う。私は一体型で第2案が良いと思っていたが、お金がとて続かないということであれば非現実的だと感じている。

議長： 先程6・3制の中で、小学校の高学年の子どもたちの成長が早まっている可能性が

あるという話があった。中学校では授業中も職員室に先生方が何人か残っているが、小学校では校長、教頭その他の先生 1 名位しかいない。その中で子どもの様子が随分変化してきた。以前、中学校であれば何か問題があれば残っている先生が応援に行った。ところが小学校ではメンバーがいなかったためそれができない。6・3 制は 70 年程前にできたが、現状に合っているのか心配だという意見も結構出ている。その辺を考えると第 3 案は如何なものか、ということになる。大きな市であれば、違う方式もあるかもしれないが、豊能町の 2 つの学校で違って良いのかという議論がある。第 3 案の 2 小 2 中の隣接型と一体型を別々の地域でするとするのは子どもたちの育ちの面で如何なものかと思う。より優れている案かということその辺りは厳しい。2 小 2 中案を残したとしても、別々の方法にするのはどうかと思う。また、一体型にする案は経済的に厳しいため、第 2 案、第 3 案については厳しいというところで、議論が詰まってきたと思う。今日、全てここで決めるということではないが、第 2 案、第 3 案については、厳しい。また、第 7 案についても教育内容面からすると厳しい。今日は欠席の委員もいるのでここで決めることは良くないため、先程の意見を頭に入れながら 12 月に再度この辺りを協議したいと思う。

ソフト面の 6・3 制や 5・4 制・4・3・2 制に関して、1 小 1 中、2 小 2 中、2 小 1 中のパターンでどのようなことが考えられるか、事務局から説明願う。

事務局： 子どもたちの心身の発達が一般的に 2 年早まっていると言われているが、本町の子どもたちの実態を見てもそのように感じられる。また、小学校高学年での学級運営の難しさは本町でも十数年前から少しずつ見えてきて、現在では顕著になってきている。中学校では、特に西地区で 1 年生の不登校が増えるという傾向がある。それらを鑑みると、小学 5 年生、6 年生、中学 1 年生の手当てを何らかの形で進めていきたい。

システムをどうすれば良いのかについて、その 3 学年を一つのシステムの中に入れるという考え方が 4・3・2 制である。5・4 制は、その 3 学年を鑑みたときに、5 年生を小学校のリーダーと捉えて、6 年生から今の中学生と同じようなかたちにしていく。5・4 制が隣接型で多いのは、小学校の教員がほとんど中学校に勤務することになる。教科担任制を敷く場合、複数名が中学校に移るということになり、中学校の教員も小学校に授業に行くということになる。仮に隣接型で 4・3・2 制にした場合、その負担が大きいと聞いている。例えば小学校から 5,6 年生の教科を教える教員が中学校に行き、中学校で 5,6 年生を教えに行く教員が単純に増える。持ち時間数の関係や距離の問題など物理的に離れていることで負担が大きい。隣接型の場合、5・4 制が多い。本町の場合、ソフト面から考えて、5 年生、6 年生、中学 1 年生をどう育てていくのか。その辺りを中心に考えながら、1 年生から 9 年生までを捉えて考えていければと思っている。

議長： 1 小 1 中の場合の学年制、2 小 2 中の場合の学年制、2 小 1 中の場合の学年制について説明があった。口頭だけでは分かりにくいので、12 月に資料で出すことはできるか。

事務局： 鋭意努力する。全国で小中一貫教育が行われているので、先程の 2 校以外で参考になるものがあれば資料を作成したい。

議長： 12 月にその資料を見ながらその案を再度検討したいと思う。その他に、12 月に議論すべき点があれば意見を出して欲しい。

委員： 保護者の中で一番気になるのは、1 小 1 中になったときの通学の方策である。どこに設置するかによって大きく異なる。東に置けば西は遠くなる。西に置けば東は遠くなる。西でも距離感が違う。いずれにしてもスクールバスを動かさないと仕方がないと思う。バスの配置や子どもの安全確保の部分について具体的などころを見せて欲しい。体力低下は次の問題だと思う。一番それを気にしている。特に小学校低学年の子どもの親にとってはしんどい。今年度中にはいろいろな目途を立てていかなければならないので、できるだけ早くお願いしたい。

議長： 第 1 案と第 7 案については、徒歩通学は難しいので通学問題について資料が必要だと考える。他にないか。

委員： 今の話に入っていれば良いが、バス配置についてどこが起点で集合場所になるのか、それを含めてまとめて欲しい。

委員： バス配置について、西と東で分けて考えるのか。

事務局： 今のところ、まだ、どこに、どの方法で再配置するのかが決まっていないため難しい宿題をもらったと感じている。例えば、この場所で、この方法ならばという案を出すことになる。

議長： 他には、給食関係も心配になっているのではないか。実際には議会で教育委員会が答弁しているが、町長から方針を出すようにとの指示であるので、再配置の方針が決まった段階で給食についても議論ができれば有難い。その辺りについてどのように考えているか、事務局の答えはできるか。

事務局： 今後、再配置の年度が決まればそれ以降についてどうするかはこの場で議論することになる。それまでをどうするかということについては、今一番良く聞くのは「冷たい」ということであるので、温める方法がないか等についていろいろ考えてはいる。保健所の関係等、食品の安全の面と費用の面から良い方法がないというのが現状である。この件については、もうしばらく事務局で検討して、再度この場で報告したい。

議長： 1 小 1 中、2 小 2 中、2 小 1 中のそれぞれの立地については、本来は町有地の問題で、設置者は町であるため町長部局が決める。ただ、教育委員会として了解しても

らえるなら案を出しても良いかと思う。そのためには今の学校の敷地の条件を出して、面積、建築年、最大生徒数、グラウンドの広さなどの諸条件について総括的に議論をしていく必要があると考える。その辺りの準備もしなければならない。検討したかどうかは当然関わってくる。教育委員会で検討はするが最終は町長部局で決めることになる。お金と土地の問題はそのようになっている。その資料については如何か。

事務局： 学校の現状がどうなっているのか、耐震化を含めてどのような対応をしてきたのかについて、次までに資料を用意して示したい。

議長： 以上についてまとめると、再配置の件についてはハード面とソフト面をリンクしながら子どもの育ちを考え、12月には5つの案からできるだけ絞っていく方向で議論を進める。その時には、現有の学校敷地の状況、通学問題、ソフト面の学年制の問題等の資料を準備して議論を深めより絞り込みをしていきたいと思う。年度末までという話であったためそのような作業をしてきたいが如何か。

委員：(全員了承)

議長： 事務局には12月会議で資料を精査して準備をお願いしたい。
これで本日の日程は終了した。

12月の教育委員会会議は、12月26日(火)午前9時30分開催予定とする。

1月の教育委員会会議は、1月31日(水)午前9時30分開催予定とする。

以上で、教育委員会会議11月定例会を閉会する。

閉会 午前11時02分